

第2 クリーンセンター（仮称）整備・運営事業

事業者選定基準

平成 17 年 7 月

岩 手 県

第2 クリーンセンター（仮称）整備・運営事業 事業者選定基準

目 次

第1 総則	1
第2 審査の流れ	2
第3 資格審査	3
1 資格審査の実施方法	3
2 資格審査項目	3
第4 基礎審査	3
1 審査の項目	3
2 審査の流れ	3
第5 定量化審査	4
1 評価項目	4
2 評価項目の採点基準	4
3 各評価項目における評価のポイントと配点	4
(1) 事業計画に関する評価(配点：15点)	4
(2) 施設計画に関する評価(配点：20点)	4
(3) 運営・維持管理計画に関する評価(配点：20点)	5
(4) 周辺環境・循環型社会形成への配慮に関する評価(配点：25点)	5
(5) 経営計画に関する評価(配点：20点)	5
4 応募者ヒアリング	6
第6 総合審査	6

第1 総則

「第2クリーンセンター（仮称）整備・運営事業 事業者選定基準（以下「本選定基準）」は、岩手県（以下「本県」という。）が第2クリーンセンター（仮称）（以下「本施設」という。）整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定するための基準を示すものであり、公募型プロポーザルに参加しようとするものに配付する募集要項と一体のものである。

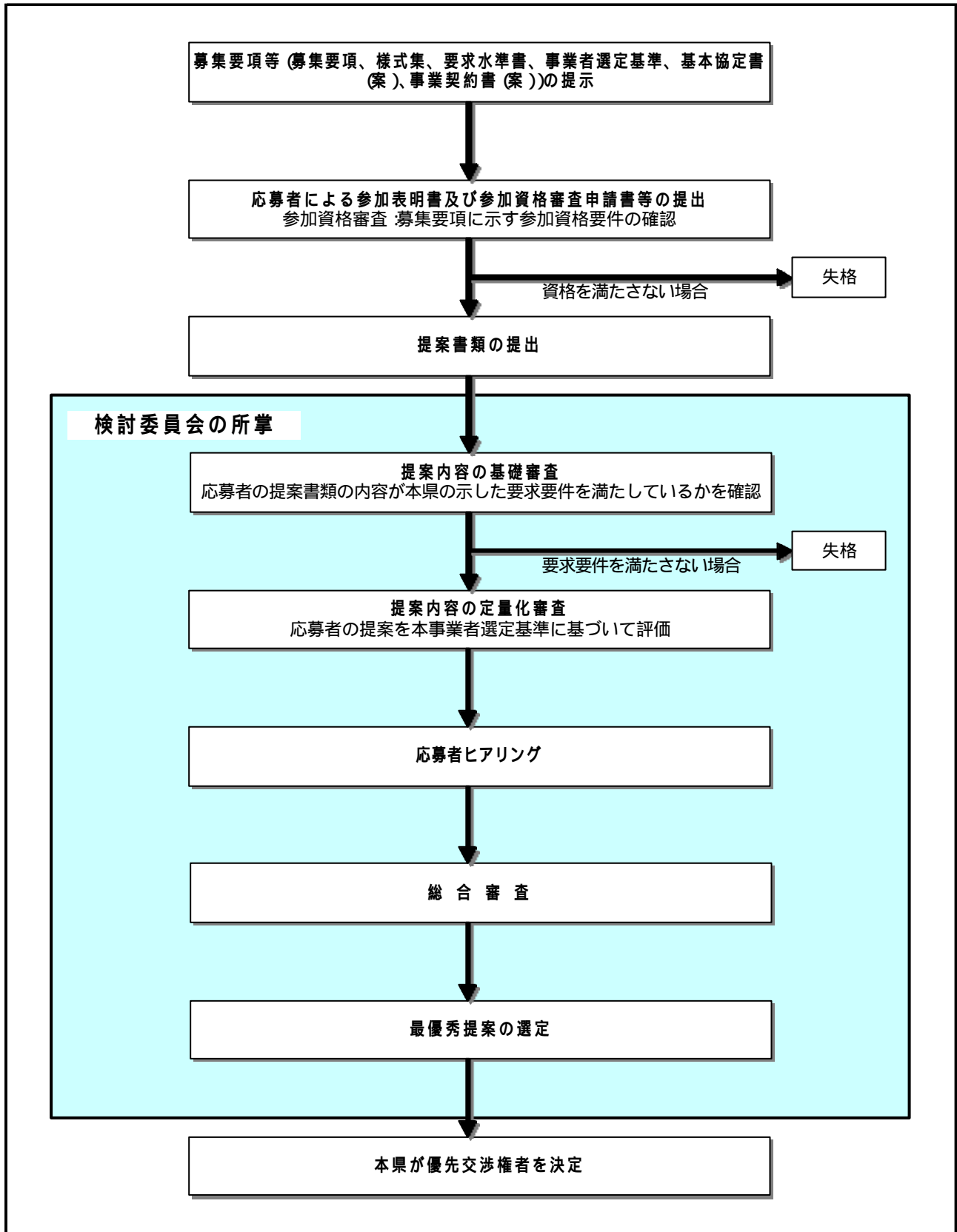
本事業を実施する事業者は、本施設を設計・建設、運営、維持管理、解体するものであることから、専門的な知識やノウハウが求められるため、事業者の選定に当たっては、本県の要求水準との適合性、事業計画、施設計画、運営・維持管理計画及び経営計画等の妥当性・確実性等を総合的に評価する。

学識経験者、地元住民及び自治体職員により構成される「第2クリーンセンター（仮称）整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）」において、本選定基準に基づく審査により選定された最優秀提案を行った者を、本県が優先交渉権者として決定する。

審査結果については、プロポーザルに参加した事業者（以下「応募者」という。）へ個別に通知するほか、結果の概要、審査の講評を本県のホームページにて公表する。

第2 審査の流れ

審査は、 . 参加資格審査、 . 提案審査（基礎審査、 定量化審査、 応募者ヒアリング）の2段階の審査とする。審査の手順としては下図のとおりである。



第3 資格審査

1 資格審査の実施方法

資格審査申請書類に基づき、参加資格の確認を行う。

2 資格審査項目

応募者は、募集要項に示す参加資格要件をすべて満たさなければならない。なお、資格要件が確認できない場合には、失格とする。

第4 基礎審査

1 審査の項目

提案書に記載された内容が、以下の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

・ 提出書類の確認

項目	審査内容
提案内容の齟齬・矛盾	提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。
提出書類の構成	提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

・ 要求水準の確認

当該提案に関連する各様式（「第2クリーンセンター（仮称）整備・運営事業 様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が「第2クリーンセンター（仮称）整備・運営事業 要求水準書」に記載されている要求水準を満たしていること。

・ 事業運営に関する確認

項目	審査内容
資金計画	初期投資における借入金の返済期間に追加的な出資又は融資を想定していないこと。
リスク管理	リスク管理に関し、「第2クリーンセンター（仮称）整備・運営事業 募集要項」に記載されている内容との齟齬がないこと。

2 審査の流れ

提案書から、基礎審査項目の内容を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合には失格とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書については定量化審査を行う。

第5 定量化審査

1 評価項目

本評価では、検討委員会において、各提案内容を「3 各評価項目における評価の考え方と配点」に示す5つの評価項目（事業計画、施設計画、運営・維持管理計画、周辺環境・循環型社会形成への配慮、経営計画）により評価、採点する。

2 評価項目の採点基準

各評価項目において、次に示す3段階により評価、採点する。

評価	内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	要求水準どおり	配点×0.50

3 各評価項目における評価のポイントと配点

(1) 事業計画に関する評価(配点：15点)

評価項目	評価のポイント	配点
事業実施方針	・ 本事業の実施に当たっての基本的考え方	5
本県への貢献	・ 自県内処理推進における本施設の役割 ・ 青森県境の不法投棄廃棄物の処理における本施設の役割	5
地域社会との調和	・ 地元産業活性化に対する取組み ・ 地元との共生に対する取組み ・ 情報公開・情報発信に対する取組み	5

(2) 施設計画に関する評価(配点：20点)

評価項目	評価のポイント	配点
処理システム	・ 処理システムの安定性及び信頼性 ・ 受入廃棄物の種類と処理システムの整合性	5
設備・機器性能	・ 設備、機器等の安全対策 ・ 装置、機器類配置の適切性	5
総合建築計画	・ 配置計画及び車両動線計画の適切性 ・ 周辺環境と調和したデザイン性	5
施工計画	・ 建設期間の適切性 ・ 工事監理(施工監理、公害防止対策等)の適切性	5

(3) 運営・維持管理計画に関する評価(配点：20点)

評価項目	評価のポイント	配点
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員及び人材の配置における適切性 ・ 運営計画の適切性 	5
運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営、維持管理における安全性 ・ 運営、維持管理における衛生性 ・ 緊急時(停電、地震、事故等)の対応 	5
点検・整備・補修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の機能維持に対する取組み ・ 補修計画の適切性 ・ 点検計画の適切性 	5
監視体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己管理体制(事業者実施のモニタリング) ・ モニタリング(本県実施のモニタリング)への協力 	5

(4) 周辺環境・循環型社会形成への配慮に関する評価(配点：25点)

評価項目	評価のポイント	配点
環境保全対策・地球環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全(排ガス、排水、騒音、振動、悪臭等)対策の妥当性 ・ 周辺地域の環境への配慮 ・ 温室効果ガス(CO₂)の発生量 	10
エネルギー活用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 余熱利用計画 ・ 省資源、省エネルギーへの配慮 	5
資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副生成物の活用 ・ 最終処分量の削減 	10

(5) 経営計画に関する評価(配点：20点)

評価項目	評価のポイント	配点
処理料金及び事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理料金の妥当性 ・ 施設整備費及び運営維持管理費の妥当性 	5
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業収支計画の適切性 ・ 返済計画の安定性(DSCR、LLCR) 	5
資金調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達方法の適切性(出資、借入、調達先、調達条件等) ・ 資金調達の確実性 	5
リスク対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク顕在時の対応策(保険の付保等) ・ 事業破綻回避の考え方 ・ S P C 又は出資者の破綻時の対処方法 	5

4 応募者ヒアリング

基礎審査を通過した応募者について、各提案内容の確認及び理解を深めることを目的としてヒアリングを実施する。

ヒアリングは応募者毎に行い、時間は1応募者につき1時間程度（応募者によるプレゼンテーション30分、質疑応答30分）を想定している。ヒアリングの開催要領(開催日時、プレゼンテーションの方法等)の詳細は、別途通知する。

第6 総合審査

総合審査では、定量化審査及び応募者ヒアリングの結果を踏まえ、最終的な評価点を決定する。

総合審査の結果、最終的に得られた評価点の比較により、最も評価点の高い提案を最優秀提案として選定する。